



# 六管区水路通報第12号

令和7年3月28日

第六管区海上保安本部

## 【目次】

第116項	瀬戸内海	播磨灘、三本松港東方	魚礁設置
第117項	瀬戸内海	備讃瀬戸、直島港	送電線の高さについて
第118項	瀬戸内海	三原瀬戸	魚礁設置
第119項	瀬戸内海	広島港、第3区	工事中岸壁存在
第120項	瀬戸内海	広島港、似島東岸	工事中防波堤存在
第121項	瀬戸内海	広島湾	海上訓練
第122項	瀬戸内海	広島湾、大黒神島南方	海上訓練
第123項	瀬戸内海	徳山下松港、第4区	ドルフィン存在等
第124項	瀬戸内海	徳山下松港、第3区及び付近	岸壁築造工事等

◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定例的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部 HP の下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部 HP の下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 水路測量公示

[https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji\\_6kan.html](https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html)



◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

また、航行警報もインターネットで入手できます。

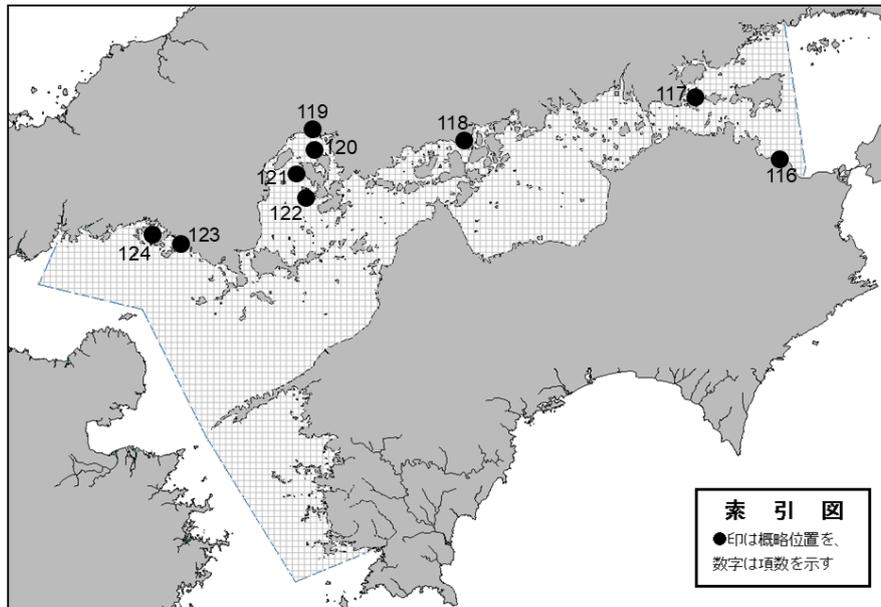
インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

～ 海の事件・事故は 118番へ ～



★7年116項 瀬戸内海 — 播磨灘、三本松港東方 魚礁設置

位置 34-15-05.0N 134-21-47.2E  
 備考 (1) 石材、高さ約2.0m、17基  
 (2) 鋼製、高さ約1.9m、15基  
 海図 W106-JP106  
 出所 第六管区海上保安本部



★7年117項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸、直島港 送電線の高さについて

区域 2地点を結ぶ線上  
 (1) 34-27-45N 134-00-05E  
 (2) 34-27-39N 133-59-54E  
 備考 送電線の垂直間隔は最高水面から約22m  
 海図 W137A-JP137A  
 出所 第六管区海上保安本部



★7年118項 瀬戸内海 — 三原瀬戸 魚礁設置

位置1 34-19-56.7N 133-02-01.9E  
 備考 石材、高さ約0.8m  
 位置2 34-19-54.1N 133-01-59.6E  
 備考 (1) 鋼製、高さ約1.0m、27基  
 (2) 鋼製、高さ約2.0m、9基  
 位置3 34-19-53.9N 133-01-55.0E  
 備考 石材、高さ約0.8m  
 海図 W103-W153-JP153-  
 W1108-JP1108  
 出所 第六管区海上保安本部



★7年119項 瀬戸内海 — 広島港、第3区 工事中岸壁存在

六管区水路通報6年51号516項関連

区域 6地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域  
 (1) 34-20-43.7N 132-26-19.2E (岸線上)  
 (2) 34-20-39.1N 132-26-17.8E  
 (3) 34-20-39.5N 132-26-15.8E  
 (4) 34-20-38.3N 132-26-15.4E  
 (5) 34-20-38.4N 132-26-14.8E  
 (6) 34-20-43.4N 132-26-16.3E (岸線角)

海図 W1112A-JP1112A  
 出所 第六管区海上保安本部



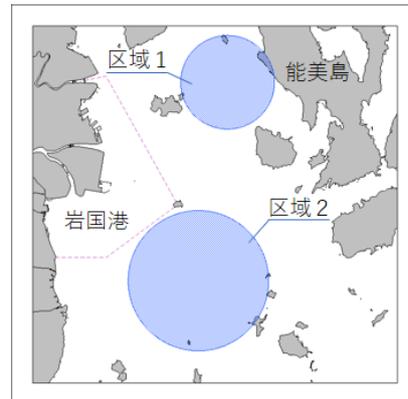
★7年120項 瀬戸内海 — 広島港、似島東岸 工事中防波堤存在

区域 2地点を結ぶ線を中心とする幅3mの区域  
 (1) 34-18-18.6N 132-26-20.5E  
 (2) 34-18-18.8N 132-26-17.4E (岸線上)  
 海図 W1112A-JP1112A-W142-JP142  
 出所 第六管区海上保安本部



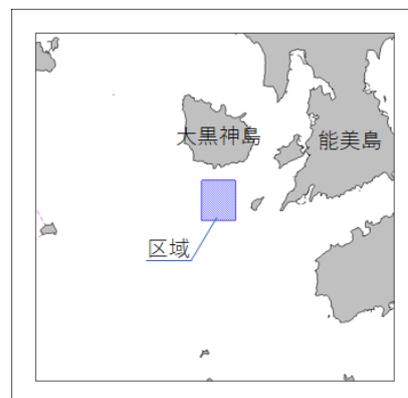
★7年121項 瀬戸内海 — 広島湾 海上訓練

期 間 令和7年4月4日の1100~1600  
区域1 34-12.5N 132-21.5Eの地点を中心とする  
半径2.0海里の円内  
区域2 34-04.0N 132-20.0Eの地点を中心とする  
半径3.0海里の円内  
備 考 海上自衛隊による訓練  
海 図 W113-W142-JP142-  
W1108-JP1108  
出 所 第六管区海上保安本部



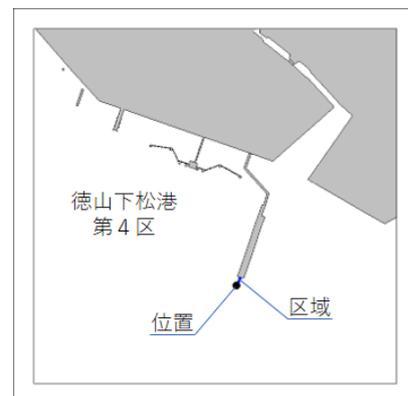
★7年122項 瀬戸内海 — 広島湾、大黒神島南方 海上訓練

期 間 令和7年4月3日の0700~1000  
区 域 4地点により囲まれる区域  
(1) 34-08.5N 132-24.5E  
(2) 34-07.5N 132-24.5E  
(3) 34-07.5N 132-23.5E  
(4) 34-08.5N 132-23.5E  
備 考 海上自衛隊による訓練  
海 図 W1450-W142-JP142-  
W1108-JP1108  
出 所 第六管区海上保安本部



★7年123項 瀬戸内海 — 徳山下松港、第4区 ドルフィン存在等

1. ドルフィン存在  
位 置 33-58-25.1N 131-53-21.5E  
備 考 長さ15m、幅9m  
2. 連絡橋存在  
区 域 2地点を結ぶ線を中心とする幅1.8mの区域  
(1) 33-58-25.3N 131-53-21.7E  
(2) 33-58-26.4N 131-53-22.1E (栈橋先端)  
海 図 W1133A  
出 所 第六管区海上保安本部



★7年124項

瀬戸内海 — 徳山下松港、第3区及び付近

岸壁築造工事等

1. 岸壁築造工事

- 期 間 令和7年6月30日までの日出～日没
- 区域1 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
- (1) 34-01-36N 131-47-00E (岸線上)
  - (2) 34-01-26N 131-46-54E
  - (3) 34-01-31N 131-46-40E
  - (4) 34-01-35N 131-46-42E
  - (5) 34-01-39N 131-46-52E (岸線角)
- 備 考 (1) 区域を示す黄色灯付浮標を設置
- (2) 警戒船を配置



2. 海上作業

- 期 間 令和7年4月12日、13日の日出～日没
- 区域2 4地点により囲まれる区域
- (1) 33-59-10N 131-50-53E
  - (2) 33-58-59N 131-50-50E
  - (3) 33-59-02N 131-50-36E
  - (4) 33-59-16N 131-50-43E
- 備 考 (1) 夜間、作業船は区域内に停泊し、黄色灯を設置
- (2) 区域2から区域1へケーソンをえい航する
- (3) 警戒船を配置

海 図 W1106-JP1106-W1133A-W1133B-W126-JP126

出 所 徳山下松港長

---